第28回定時株主総会招集ご通知に関しての インターネット開示事項

連結注記表

個別注記表

第28期（自　平成29年４月１日　至　平成30年３月31日）

ケイアイスター不動産株式会社

上記の事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ「IR情報」欄（https://www.ki-group.co.jp）に掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

連結注記表

（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記）

１．連結の範囲に関する事項

(1)連結子会社の数　13社

(2)連結子会社の名称

株式会社よかタウン
株式会社つかさ
株式会社よかネットクラウド
ケイアイスターデベロップメント株式会社
株式会社旭ハウジング
株式会社アルス
ケイアイクラフト株式会社
ケイアイスタービルド株式会社
ケイアイネットリアルティ１ｓｔ株式会社
ケイアイネットリアルティ２ｎｄ株式会社
ケイアイネットリアルティ３ｒｄ株式会社
ケイアイネットクラウド株式会社
ＫＥＩＡＩカイマッセ株式会社

株式会社旭ハウジング及びその子会社である株式会社アルスは、平成29年４月に株式会社旭ハウジングの株式を取得したことにより子会社となりました。

また、ケイアイクラフト株式会社は平成29年４月に、ケイアイスタービルド株式会社は平成29年５月に、ケイアイネットリアルティ１ｓｔ株式会社、ケイアイネットリアルティ２ｎｄ株式会社、ケイアイネットリアルティ３ｒｄ株式会社、ケイアイネットクラウド株式会社は平成29年６月に、ＫＥＩＡＩカイマッセ株式会社と株式会社よかネットクラウドは平成30年３月に、新規設立したことにより子会社となりました。

２．持分法の適用に関する事項

(1)持分法を適用した関連会社の数　６社

(2)関連会社の名称

株式会社建新
ホーム建創株式会社
有限会社ホームペイント

株式会社建新パートナーズ
株式会社建新ホームズ
株式会社みらい

株式会社建新、ホーム建創株式会社、有限会社ホームペイント、株式会社建新パートナーズ、株式会社建新ホームズ及び株式会社みらいは、平成29年10月に、株式会社建新が実施した第三者割当増資の引受により持分法適用の関連会社となりました。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は連結決算日と一致しております。

4．会計方針に関する事項

(1)重要な資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

②たな卸資産

a　販売用不動産、仕掛販売用不動産及び未成工事支出金

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

b 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　４～50年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、

残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3)重要な引当金の計上基準

①賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

②貸倒引当金

債権の貸倒等による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収不能額を算定しております。

(4)重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事（工期がごく短期間のものを除く）については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法による）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5)のれんの償却方法及び償却期間

10年間の定額法により償却しております。

(6)その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用として処理しております。なお、固定資産に係る控除対象外消費税等は、長期前払費用に計上し、５年間で均等償却しております。

（連結貸借対照表に関する注記）

1．担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

現金及び預金	71,400千円
販売用不動産	2,117,864 〃
仕掛販売用不動産	4,490,021 〃
建物	651,111 〃
土地	1,257,150 〃
計	8,587,547千円

短期借入金	4,364,690千円
長期借入金(１年内返済予定の長期借入金を含む)	1,166,326 〃
計	5,531,016千円

なお、上記以外の短期借入金3,828,110千円及び長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）77,500千円は、担保留保となっております。

2．当座貸越契約

当座貸越極度額	42,000,000千円
借入実行残高	29,885,619 〃
差引額	12,114,381千円

3．有形固定資産の減価償却累計額　　1,088,621千円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	14,232,500	—	—	14,232,500

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年6月27日定時株主総会	普通株式	910,880	64	平成29年3月31日	平成29年6月28日	利益剰余金
平成29年11月10日取締役会	普通株式	498,135	35	平成29年9月30日	平成29年12月11日	利益剰余金

(注) 平成29年11月10日取締役会決議による配当金の総額には、役員向け業績連動型株式報酬制度の導入に伴い、当該制度に係る信託が保有する当社株式に対する配当金1,445千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成30年6月26日定時株主総会	普通株式	512,368	36	平成30年3月31日	平成30年6月27日	利益剰余金

(注) 1．上記配当は、本株主総会の決議事項となっております。
2．平成30年6月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員向け業績連動型株式報酬制度の導入に伴い、当該制度に係る信託が保有する当社株式に対する配当金1,486千円が含まれております。

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、仕入計画及び設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である電子記録債務、工事未払金、未払法人税等については、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。借入金、社債については主に仕入や設備投資に必要な資金の調達を目的とし

たものであり、返済または償還日は決算日後概ね５年以内であります。これらは流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては各部署からの報告に基づき財務課が適時に資金繰計画を作成・更新することにより管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注２)を参照ください。)。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
資産			
(1) 現金及び預金	8,066,564	8,066,564	―
(2) 投資有価証券	17,714	17,714	―
負債			
(1) 電子記録債務	789,788	789,788	―
(2) 工事未払金	5,572,025	5,572,025	―
(3) 短期借入金	32,641,685	32,641,685	―
(4) 未払法人税等	1,093,003	1,093,003	―
(5) 社債(１年内に償還予定の社債を含む)	86,400	87,104	704
(6) 長期借入金(１年内に返済予定の長期借入金を含む)	3,307,359	3,415,445	108,085

(注１) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金

現金及び預金は短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

負　債

(1)電子記録債務、(2) 工事未払金、(3) 短期借入金、(4) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 社債、(6) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	平成30年３月31日
投資有価証券	524,312

上記有価証券は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2)投資有価証券」には含めておりません。

（注３）金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	8,066,564	―	―	―

（注４）社債、長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ２年以内 (千円)	２年超 ３年以内 (千円)	３年超 ４年以内 (千円)	４年超 ５年以内 (千円)	５年超 (千円)
短期借入金	32,641,685	―	―	―	―	―
社債	22,400	54,400	9,600	―	―	―
長期借入金	1,255,880	1,168,448	453,050	141,903	96,131	191,945
合計	33,919,966	1,222,848	462,650	141,903	96,131	191,945

（１株当たり情報に関する注記）

１．　１株当たり純資産額　　936円02銭

２．　１株当たり当期純利益金額　　238円87銭

（重要な後発事象に関する注記）

従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社は、平成30年５月18日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて承認を求める議案を、平成30年６月26日開催予定当社第28回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

１．特に有利な条件による新株予約権の発行を必要とする理由

職務遂行及び業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、当社の従業員に対し、以下に記載の要領により、金銭の払込みを要することなく新株予約権を発行するものであります。

２．委任に基づいて募集事項の決定をすることのできる新株予約権の内容及び数の上限

（１）新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は新株予約権１個につき100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が普通株式につき株式分割(株式無償割当てを含む。株式分割の記載につき、以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

（２）新株予約権の数の上限

45個を上限とする。

(新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式4,500株を上限とし、上記(1)に定める付与株式数の調整を行った場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。)

（３）募集新株予約権の払込金額またはその算定方法

金銭の払込みを要しない。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により算定される、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの出資金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値又は新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうちいずれか高い方に1.05を乗じた金額とし、また、１円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後に当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、行使価額は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後に当社が普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（当社が発行する新株予約権が行使された結果として行われる場合を除く。）を行う場合、行使価額は、次の算式により調整され、調整の結果生じる１円未満の端数については、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の1株当たり時価」を「自己株式の処分前の1株当たり時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

また、上記の他、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

（5）新株予約権を行使することができる期間

平成32年７月１日から平成35年６月30日までとする。

（6）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の

資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（7）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

（8）会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

① 当社が消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議の承認を受ける必要がない場合には、当社取締役会）で承認されたときは、当社は当社取締役会が定める日が到来することをもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、新株予約権の割当てを受けた者又はその相続人が、本総会決議及び取締役会決議に基づき当社と対象従業員の間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

（9）当社が、合併（合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転をする場合の新株予約権の発行及びその条件

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（これらを総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（1）に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案

の上、行使価額を調整して得られる再編払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記（5）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（5）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（6）に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

⑧ 新株予約権の行使及び取得の条件
上記（8）に準じて決定する。

（10）新株予約権の行使により発生する端数の切捨て
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

（11）募集事項の決定の委任等
上記に定めるものの他、新株予約権の募集事項及び細目事項については、別途開催される取締役会の決議により定める。

（その他の注記）

連結計算書類に記載の金額については、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項）

１．資産の評価基準及び評価方法

（1）その他有価証券

時価のあるもの

　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

　移動平均法による原価法を採用しております。

（2）たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産、仕掛販売用不動産及び未成工事支出金

　個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

　最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建　　物　　４年～50年

（2）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(2) 貸倒引当金

債権の貸倒等による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収不能額を算定しております。

4．重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事（工期がごく短期間のものを除く）については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法による）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は当事業年度の費用として処理しております。なお、固定資産に係る控除対象外消費税等は、長期前払費用に計上し、５年間で均等償却しております。

（貸借対照表に関する注記）

1．担保資産及び担保付債務に関する事項

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

販売用不動産	1,449,707千円
仕掛販売用不動産	2,148,792 〃
建物	565,652 〃
土地	934,508 〃
計	5,098,660千円

短期借入金	1,869,880千円
長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）	847,693 〃
計	2,717,573千円

なお、上記以外の短期借入金3,739,510千円及び長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）77,500千円は、担保留保となっております。

2．当座貸越契約

当座貸越極度額	35,500,000千円
借入実行残高	25,997,970 〃
差引額	9,502,030千円

3．有形固定資産の減価償却累計額　901,787千円

4．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	132,899 千円
短期金銭債務	650,351 千円
長期金銭債務	10,000 千円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

営業取引による取引高	734,922 千円
営業取引以外の取引による取引高	32,266 千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式	41,344 株

（注）上記株式数には役員向け業績連動型株式報酬制度の導入に伴い、当該制度に係る信託が保有する当社株式41,300株が含まれております。

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	32,629千円
未払事業税	44,863 〃
棚卸資産の評価減	15,224 〃
減損損失	14,756 〃
資産除去債務	20,164 〃
その他	18,320 〃
繰延税金資産合計	145,959千円
繰延税金負債	
合併受入時土地評価差額	15,207千円
資産除去債務に対応する除去費用	6,154 〃
繰延税金負債合計	21,362 〃
繰延税金資産純額	124,597千円

(関連当事者との取引に関する注記)

1．子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	ケイアイスターデベロップメント株式会社	100.0	資金の貸付役員の兼任	資金の貸付	3,833,483	関係会社預け金	2,050,257
				資金の回収	1,783,226	その他(流動負債)	520,702
				利息の受取	9,949	―	―
子会社	ケイアイスタービルド株式会社	100.0	資金の貸付役員の兼任	資金の貸付	599,732	関係会社預け金	502,095
				資金の回収	97,637		
				利息の受取	1,295	―	―

(注) 1．取引金額には消費税等が含まれておりません。
2．取引条件及び取引条件の決定方針
資金の貸付については、キャッシュ・マネジメント・システムによる取引であり、金利は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2．役員及び主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員の近親者	当社常務取締役松倉誠の義父	―	―	建物の請負工事	13,599	―	―

(注) 1．取引金額には消費税等が含まれておりません。
2．取引条件及び取引条件の決定方針
取引金額については、社内規定に準じて決定しております。

（１株当たり情報に関する注記）

１．	１株当たり純資産額	926円90銭
２．	１株当たり当期純利益金額	239円62銭

（重要な後発事象に関する注記）

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（その他の注記）

計算書類に記載の金額については、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。